

久御山町第6次総合計画策定方針



久御山町

令和6年7月2日

久御山町第6次総合計画策定方針

1 計画策定の趣旨及びこれまでの総合計画について

現在、本町では、最上位計画である第5次総合計画に基づき、「つながる心 みなぎる活力 京都南に『きらめく』まち ~夢いっぱい コンパクトタウン くみやま~」を将来像に掲げ、様々な施策を展開することで総合的かつ計画的なまちづくりを進めているところです。

計画の初年度である平成28年度以降、住民生活を一変させた新型コロナウイルス感染症の流行とこれに伴うデジタル化の進展や、地球規模での気候変動による災害の激甚化・頻発化、少子高齢化の加速などによって、本町を取り巻く社会の状況は大きく変化しています。

久御山町は、昭和29年に御牧村と佐山村の合併により誕生しました。昭和41年の国道1号枚方バイパスの開通に伴い、工場等の諸産業の進出や住宅地の開発が進み、それまでの農業中心の町から大きな変貌を遂げ、都市化による恵まれた財政基盤に支えられたことも相まって、昭和47年度には普通交付税の不交付団体となり、今日までの52年間その状況を続けています。また、平成15年に第二京阪道路や京滋バイパスに加え、平成25年には京都第二外環状道路、平成27年には新名神高速道路の城陽IC開通等、広域幹線道路網が整備され、その交通結節点には商業核が形成されるなど、まちの有する潜在的な可能性は一層広がりを見せています。

しかし、人口については、昭和50年から60年にかけては久御山団地や府営団地、住宅開発により急激に増加し、昭和60年の国勢調査では19,136人まで達しましたが、それ以降は減少傾向にあり、令和2年の国勢調査では15,250人となっています。近年は外国人人口の増加が目立ち、本町人口に占める割合は6.7%（令和6年4月現在）と、京都府内で極めて高い割合です。

また、財政基盤についても、新型コロナウイルスのような未知のウイルスの脅威や不安定な世界情勢等の影響をはじめ、各公共施設の老朽化に伴う整備・改修や、新市街地整備事業などの開発・土地利用、内水排除対策事業などの安全・安心なまちづくりに係る経費など、今後、大きく経費を要する事業が想定され、健全で持続可能な行財政運営を進める必要があります。

このような中、本町では、昭和55年に平成2年を目標年次とした町政運営の基本となる総合計画（将来像「住みよい希望にみちた町 久御山」）を策定し、その後、昭和62年に新総合計画、平成8年に第3次総合計画、平成18年に第4次総合計画、平成28年に第5次総合計画を策定してきました。

第5次計画は令和7年度末で計画期間が終了することから、本町の将来像を住民と共有し、新たな時代に対応する計画として、久御山町総合計画条例（以下「総合計画条例」という。）に基づき、久御山町第6次総合計画を策定します。

— 総合計画の経過 —

名 称	計画期間	まちの将来像
久御山町総合計画	昭和 55 年 ～平成 2 年	住みよい希望にみちた町 久御山
久御山町新総合計画	昭和 62 年 ～平成 12 年	住みよい希望にみちた町 久御山
久御山町第 3 次総合計画	平成 8 年 ～平成 22 年	豊かさを実感し、活力を想像する文化・産業都市
久御山町第 4 次総合計画	平成 18 年 ～平成 27 年	人輝き 心和らぐ 躍動のまち 久御山 ～人・環境・協働のまちづくり～
久御山町第 5 次総合計画	平成 28 年 ～令和 7 年	つながる心 みなぎる活力 京都南に「きらめく」まち ～夢いっぱい コンパクトタウン くみやま～

2 第6次総合計画の構成と計画期間の考え方について

第6次総合計画の構成については、総合計画条例第3条第1項のとおり「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成することとし、それぞれの計画期間は次のとおりとします。

(1) 基本構想（計画期間：令和8年度から令和17年度の10年間）

基本構想では、近年の本町を取り巻く社会情勢や地域の実情を踏まえ、住民とともに目指すまちの将来像を示します。また、まちの将来像の実現に向けて、政策分野における方向性を整理します。目標年次は令和17年度とします。

(2) 基本計画（計画期間：前期5年間・後期5年間）

基本構想で掲げたまちの将来像と政策分野の方向性を踏まえて、各施策の目指す姿と主な取組を整理します。計画期間は前期・後期に分け、前期を令和8年度から令和12年度まで、後期を令和13年度から令和17年度までのそれぞれ5年間とします。

また、第6次総合計画では、基本計画の各施策に総合戦略の取組を紐付けます。加えて、行政改革大綱の取組も基本計画に盛り込みます。

(3) 実施計画

基本計画で示した施策を実現するため、財政的措置を考慮し、向こう3箇年を計画期間とした実施計画を策定し、ローリング方式により毎年度策定します。

3 まち・ひと・しごと創生総合戦略、行政改革大綱との関係について

まち・ひと・しごと創生総合戦略、行政改革大綱の2つの計画については、幅広い分野に及ぶ計画であり、個別分野の計画の上位に位置するものであるため、一つの計画としてわかりやすく基本計画へ包含・一体化を図ることとします。

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)は、人口減少に歯止めをかけ、住みよい環境を確保し、社会の活力を維持するための計画です。第2期久御山町総合戦略は、第1期総合戦略の6つの基本目標（「町内定住の促進」「産業活力の発揮」「『くみやま』の魅力発信」「少子化対策と子育て支援」「住民や企業との協働と連携」「安全・安心に向けて」）に加えて「SDGsへの関心」「関係人口の創出・拡大」「資金の流れを強化」「国土強靭化」「地方創生を担う人材の育成」なども含め、横断的目標である「全世代・全員活躍のまちづくり」の実現に向けて、各施策の取組を進めています。

本町が目指す将来像の実現に向けて、総合計画と総合戦略を一体的に進めていくことが有効であると考え、第6次総合計画と一体化して策定することとします。

(2) 行政改革大綱

久御山町第7次行政改革大綱は、質の高い魅力ある行政サービスを提供していくため、「持続可能な財政基盤の構築」「新たな時代に対応した組織の構築と施策の推進」「住民サービスの最適化と協働の促進」に取り組んでいます。

次世代への「希望」をつないでいくことができるよう行政改革の歩みを止めることなく推進していくという観点から、総合計画との連携を図りながら推進していくことで施策の実効性を高めることができると考えられることから、第6次総合計画に行政改革大綱を包含することとします。

4 計画策定に当たっての視点

(1) 将来像の検討について

本町の第5次総合計画では、「つながる心 みなぎる活力 京都南に「きらめく」まち ~夢いっぱい コンパクトタウン くみやま~」を将来像に掲げていますが、刻々と変化する社会を見据え、新しい時代を住民とともに担っていく決意を示していくことを目的に、新たな将来像の検討を行うものとします。

(2) 施策体系の見直し

本計画に掲げる施策や事業の検討にあたっては、第5次総合計画に掲げた施策や事業の成果や課題を踏まえるとともに、各分野における個別計画の策定状況などを踏まえ、住民によりわかりやすい計画策定に努めます。

(3) 重点的に取り組む施策の明確化

人口減少対策をはじめ、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取組、DXの推進による業務の効率化及び住民サービスの利便性の向上など、持続可能なまちづくりの実現に向けて重要課題等を明らかにし、次の10年の進むべき方向性を整理します。

(4) 実効性のある計画の策定

基本計画の策定に当たっては、各種統計資料や他市町との比較、住民アンケート結果等をもとに、多面的な視点から現状分析を行うとともに、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）の考え方を踏まえ、政策の有効性を高めます。

5 第6次総合計画策定に当たっての取組体制について

第6次総合計画の策定に当たっては、総合計画条例第1条のとおり住民参画による策定を図り、もって住民との協働と連携を基本としたまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、次の取組体制を基本とします。

(1) 住民参画

住民との協働と連携を基本とするため、事業者等も含めた住民アンケートの実施や、窓口アンケート調査などの日常の公聴活動、ワークショップ形式等による「まちづくりプラン会議（仮称）」の実施、各種懇談会の開催、パブリックコメントの実施など、あらゆる機会を通じて住民参画の取組を推進し、的確なニーズ把握に努めます。

(2) 総合計画審議会

総合計画を策定するに当たっては、さまざまな行政分野における有識者等で構成する久御山町総合計画審議会を設置（総合計画条例第5条）し、総合的かつ専門的な立場から意見をいただきます。

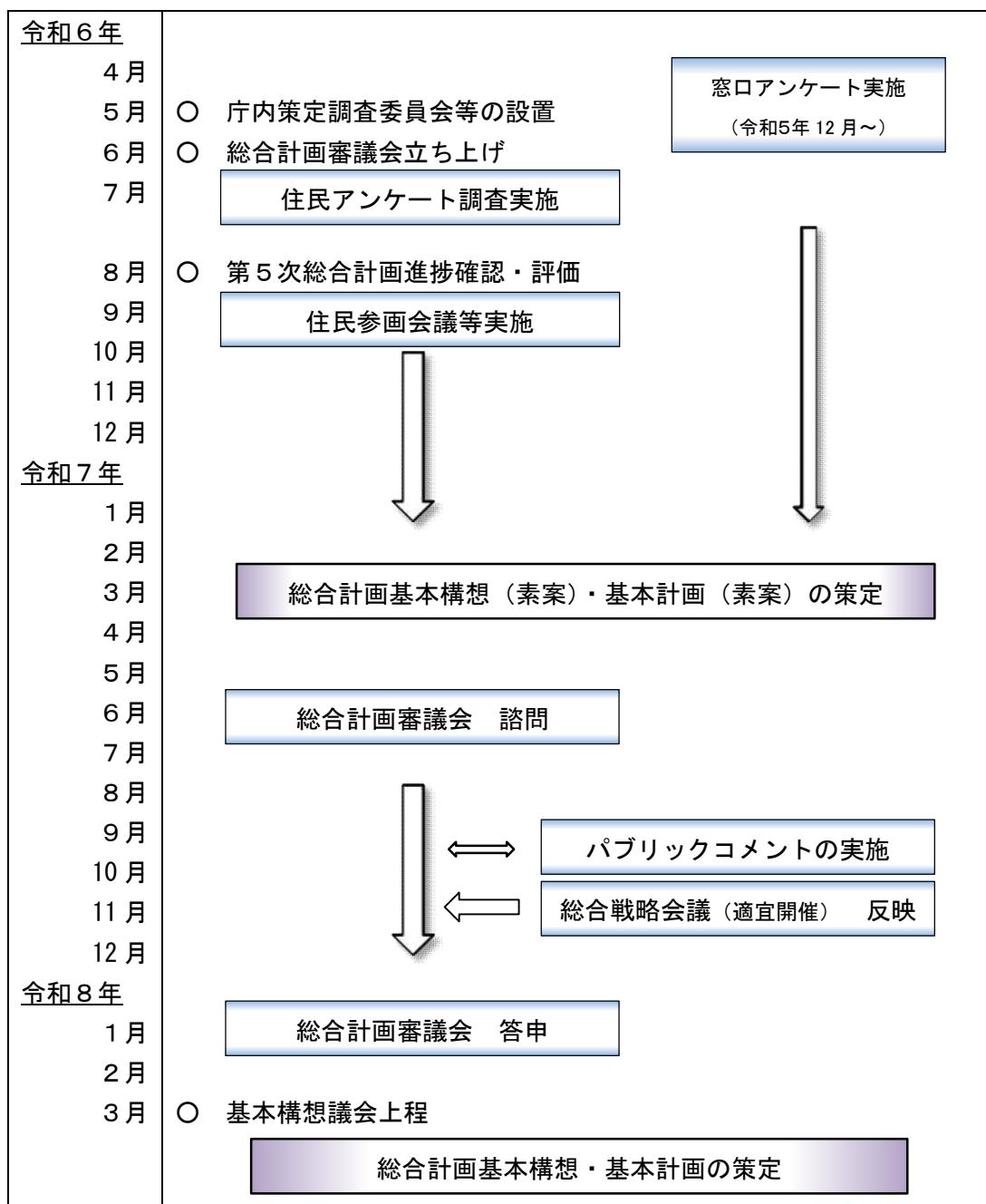
(3) 庁内体制

庁内の意見集約については、町長を委員長とする「久御山町第6次総合計画策定調査委員会（委員は、部長級の中から選出）」を設置します。また、策定調査委員会に提案する資料作成やきめ細やかな意見集約のため、策定調査委員会のもとに「久御山町第6次総合計画策定調査ワーキンググループ（グループ員は、課長級及び課長補佐、係長又は主査級の中から選出）」を設置します。

また、職員の情報共有や啓発、自主的な参画を助長するため、職員通信の発信や計画的な職員研修を実施します。

6 第6次総合計画策定スケジュール（予定）

現在の第5次総合計画は、令和8年3月末までを計画期間とするため、第6次総合計画は令和8年4月を始期とします。今後、第6次総合計画策定は、以下のスケジュールを基本として進めることとします。



(参考) 各分野別計画について

総合計画の策定にあたっては、次の各分野別計画を十分に踏まえることとします。

計画名	開始年度	目標年度	所管課
第2期総合戦略	令和2年度	令和6年度	企画財政課
第7次行政改革大綱及び実行計画	令和3年度	令和7年度	企画財政課
都市計画マスターplan	平成28年度	令和7年度	建設課
水道事業ビジョン（第2次）	令和6年度	令和15年度	上下水道課
下水道ビジョン	令和4年度	令和13年度	上下水道課
農業経営基盤強化促進基本構想	平成22年度	—	産業・環境政策課
第3次生涯学習推進計画	令和6年度	令和15年度	生涯学習応援課
第2次人権教育・啓発推進計画	平成28年度	令和7年度	総務課
第3次男女共同参画プラン	令和5年度	令和14年度	総務課
第3次健康くみやま21・食育推進計画	令和6年度	令和15年度	国保健康課
国民健康保険保健事業実施計画 第4期特定健康診査等実施計画	令和6年度	令和11年度	国保健康課
第2期子ども・子育て支援プラン	令和2年度	令和6年度	子育て支援課
第10次高齢者保健福祉計画	令和6年度	令和8年度	福祉課
第4次障害者基本計画	令和3年度	令和8年度	福祉課
地域福祉計画及び地域福祉活動計画	令和3年度	令和7年度	福祉課
第2期産業振興計画	令和2年度	令和6年度	産業・環境政策課
環境基本計画	令和5年度	令和12年度	産業・環境政策課
クールドミノ戦略（第5期計画）	令和4年度	令和8年度	産業・環境政策課
教育大綱	令和4年度	令和6年度	学校教育課

- 久御山町総合計画の経過 -

久御山町

社会情勢

